

貴社のPCB廃棄物の処理は大丈夫ですか？

施設管理ご担当者様
廃棄物ご担当者様

処理期限を迎えた今できる、PCB廃棄物対策セミナー！

高濃度PCBの処理期限は西日本エリアでは2021年3月31日と定められていますが、現在も新たな登録・処理について対応が可能となっています。各地で未処理の高濃度PCB廃棄物が発見されており、貴社の施設内に現在も使用されている可能性がありますので、早急に調査することが求められます。自社のPCB廃棄物はすでに処分済みという方も、今一度ご確認いただき、手遅れになる前に対策を立て、実行しましょう。

セミナープログラム

■ PCB廃棄物とは

PCBが使用されている施設や対象物について説明します。処理期限後に高濃度PCBが発見された時に、どのようなリスクが生まれ、どのような対策が必要になるか併せてお伝えします。

■ 全数調査の必要性

対象施設の使用照明器具を全て調査することで見落としのリスクから守ります。調査済みとされていた建物でもPCB使用器具が新たに発見される事例が増加しています。大丈夫と思わず、今一度対策の見直しが求められます。

<お問合せ先>

近畿環境保全株式会社

営業部 担当: 牧・田中

滋賀県草津市大路2丁目13-27

辻第三ビル5階

TEL: 077-561-5377 FAX: 077-561-5388

<https://www.kin-kan.co.jp/>

現在の開催スケジュールはこちら

6月25日(金)/6月29日(火)

7月 2日(金)/7月 6日(火)

【時間】11:00～11:30 予定

【会場】各社様オフィス等

【システム】Google Meet

【参加費】無料

各回5名様
限定!